

令和2年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 7月臨時会 会議録第1号						
招集年月日	令和2年7月2日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合会議室					
開閉の日時 及び宣告	開 会	令和2年7月2日	午後2時45分	議 長	坂口 久信	
	閉 会	令和2年7月2日	午後3時4分	議 長	坂口 久信	
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	北川 政次	○	10番	水川 一哉	○
	2番	吉川 里己	○	11番	三谷 英史	○
	3番	川原 千秋	○	12番	山田 恭輔	○
	4番	藤田 洋一郎	○	13番	西原 好文	○
	5番	角田 一美	○	14番	田島 健一	○
	6番	福井 正	○	15番	片渕 栄二郎	○
	7番	村上 大祐	○	16番	永淵 孝幸	○
	8番	田中 政司	○	17番	坂口 久信	○
	9番	山下 芳郎	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小松 政	○	消 防 長	池田 真二	○
	副 管 理 者	樋口 久俊	○	消 防 次 長	江上新 治	○
	事 務 局 長	白仁田 和哉	○	消防次長兼警防課長	北川 伸二	○
	会 計 管 理 者	山田 英昭	○	消防本部総務課長	藤家 隆	○
	事務局次長兼総務課長	馬場 真嗣	○	消防本部予防課長	川崎 学	○
	電子計算センター所長	山口 晃樹	○	消防本部通信指令課長	藤井 徳弘	○
	電子計算センター参事	田中 隆一	○			
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	馬場 隆	○			
	介護保険事務所所長兼 総務管理課長	大串 恭隆	○			
介護保険事務所業務課長	高本 智子	○				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 7月臨時会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 令和2年7月2日(木) 1日間

(2) 日 程

月・日(曜)	摘	要
7月2日(木)	開会・開議(午後2時) 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程(管理者の提案事項に関する説明) 議案審議(第10号議案～第12号議案) (質疑・討論・採決) 報告(第1号) (質疑) 閉会	

2. 議事日程について

議事日程	
令和2年7月2日（木曜日） 午後2時00分 開議	
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第4	第10号議案 専決処分の承認について
	（質疑・討論・採決）
日程第5	第11号議案 新火葬場造成工事請負契約の締結について
	（質疑・討論・採決）
日程第6	第12号議案 財産の取得について
	（質疑・討論・採決）
日程第7	報告第1号 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	（質疑）
閉 会	

午後 2 時45分 開会

○議長（坂口久信君）

これより 7 月臨時会に入ります。

ただいまの出席議員数は全員であります。ただいまより令和 2 年杵藤地区広域市町村圏組合議会 7 月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりでございます。

議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員として、

4 番 藤 田 洋一郎 議員

7 番 村 上 大 祐 議員

15 番 片 渕 栄二郎 議員

以上 3 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（坂口久信君）

次に、日程第 2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日 7 月 2 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は 7 月 2 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

日程第 3 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（坂口久信君）

それでは、日程第 3. 議案の一括上程であります。

第 10 号議案から第 12 号議案までの 3 議案と報告 1 件を一括上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（小松 政君）

本日、ここに令和2年杵藤地区広域市町村圏組合議会7月臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変御多忙の中、御出席いただき、厚くお礼申し上げます。

今臨時会に提案いたしております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案いたしました案件は、承認議案1件、契約1件、財産の取得1件、報告1件の計4件でございます。

第10号議案は、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を専決処分により改正しましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、議会の承認をお願いするものであります。

第11号議案は、新火葬場造成工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものです。

第12号議案は、嬉野消防署に配置する救急自動車の購入について議会の議決をお願いするものでございます。

報告第1号は、令和元年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 第10号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第4．第10号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（大串恭隆君）

第10号議案 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。また、2ページ、3ページに専決処分書を添付しておりますので、併せて御覧ください。

介護の低所得者負担金につきましては、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減を行う仕組みであり、平成27年度から第1号被保険者の所得階層の第1段階のみを対象とされておりますが、昨年10月から消費税が10%へ引上げされております。それに合わせて、

低所得者保険料軽減負担金による保険料の軽減課税対象が広がり、軽減が強化される旨、介護保険法施行令が改正されております。

昨年の保険料の軽減措置は半年間でしたが、今年度は満年度化されることとなります。

政令の施行日が本年4月1日のため、令和2年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めます。

なお、議案説明資料の1ページに新旧対照表を添付しておりますので、お開きください。

当広域の介護保険料は、第1号被保険者の方は9段階に分かれて御負担をお願いいたしております。

第4条第2項は、第1段階の保険料率を掲載しており、基準額掛け0.375で、年額では2万6,940円であった保険料が、基準額掛ける0.3で、年額では2万1,552円になります。

同条第3項は、第2段階の保険料率を掲載しておりまして、基準額掛ける0.625で、年額では4万4,904円であった保険料が、基準額掛け0.5で、年額では3万5,916円になります。

同条第4項は、第3段階の保険料率を掲載しており、基準額掛け0.725で、年額では5万2,080円であった保険料が、基準額掛け0.7で、年額では5万292円になります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第10号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 第11号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第5．第11号議案 新火葬場造成工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（白仁田和哉君）

第11号議案 新火葬場造成工事請負契約の締結について御説明をいたします。

議案書4ページをお願いします。

新火葬場造成工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新火葬場建設事業につきましては、平成30年度に建設予定地を今の火葬場の南側から北側に変更させていただき、事業の推進を図ってまいりました。今年4月に用地買収が完了し、今年度、造成工事を施工するものでございます。

この工事に係る契約につきましては、設計額が高額で技術難度が高い工事となりますので、安定的施工とするため、特定建設工事共同企業体による指名競争入札としております。

共同企業体の構成につきましては、杵藤地区管内に本店、支店等を有する業者で、本組合に指名願が提出されている土木工事特A級及びA級の17社の中から、特A級を代表とする2社または3社による任意の組合せとし、令和2年4月1日に公告を行いました。

これにより3つの共同企業体から資格審査申請書が提出され、6月2日に指名競争入札を実施いたしました。

入札参加共同企業体は3企業体でございます。

入札結果でございますが、税込み価格で予定価格1億6,656万2千円、落札価格1億6,500円で、99.06%の落札でございました。

落札業者につきましては、山崎・石丸建設共同企業体が落札いたしております。

それでは、議案説明資料の2ページを御覧ください。

建設工事請負仮契約書のとおり、請負契約について令和2年6月8日に仮契約を結んでいくところでございます。

工期につきましては、議会の議決の翌日から令和3年3月25日までとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いします。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第11号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第6 第12号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第6. 第12号議案 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（池田真二君）

それでは、第12号議案 財産の取得について御説明させていただきます。

議案書5ページを御覧ください。

この災害対応特殊救急自動車、嬉野消防署配置分の取得に係る予定価格が2,000万円以上の財産取得でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、今回の財産取得につきましては、国が行う緊急消防援助隊設備整備費補助事業に該当する事業で、令和2年4月24日付で補助金交付決定通知を受けまして、今回の災害対応特殊救急自動車に積載する資機材の補助金と合わせまして、1,317万3千円の補助を受けることになっております。

入札につきましては、本組合に指名願を提出してあり、救急車艙装の業種を希望する3業

者により令和2年5月29日に指名競争入札を実施、最低の価格2,023万4,706円を落札された佐賀日産自動車株式会社武雄店と令和2年6月2日に物品売買仮契約を締結しております。

今回の財産取得の納入期限につきましては令和3年1月27日までとしており、主な仕様及び物品売買仮契約書につきましては議案説明資料の3ページから7ページに記載のとおりとなっております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

○13番（西原好文君）

今回、災害対応特殊救急自動車ということで、一般の救急自動車とどこら辺が、何か違うところがあるのでしょうか。そこら辺が分かればお願いいたします。

○消防長（池田真二君）

普通の高規格救急自動車とそれほど装備とかの相違はないんですけど、絶対必要になってくるのが四駆——四輪駆動ということになります。それに登録いたしますと補助があるということで、今、救急車については、白石消防署の救急車と嬉野消防署の救急車が緊急援助隊の登録車両となっております。

○13番（西原好文君）

それと一緒にということですね。

○消防長（池田真二君）

はい。

○13番（西原好文君）

了解しました。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（水川一哉君）

今、災害特殊車両の登録と言われたですね。そのほかのとは全然仕様が違うんですか。その登録した救急車しかできない仕事、何か違うんですかね。

○消防長（池田真二君）

装備についてはほとんど普通の消防車、救急車と一緒に、現在登録しているのがポンプ

車で、武雄消防署のポンプ車、白石消防署のポンプ車。それとあと、タンク車につきましては、同じく武雄消防署のタンク車と白石消防署のタンク車。あと、はしご車、武雄消防署になりますけど、武雄消防署のはしご車と、あと、国のほうから貸与を受けています人員輸送車、それと今、積載車といってトラックがありますけど、その積載車が今、緊急消防援助隊に登録しております。それで、登録すれば更新のときに補助があるということで……

○10番（水川一哉君）

補助があるというだけのことですね。

○消防長（池田真二君）

はい。

○10番（水川一哉君）

それと、エンジン排気量、これは2,480ccから3,500ccてなっとなつてますよね。これは何ccとはなっていないんですか。

○消防長（池田真二君）

この排気量につきましては、トヨタとか日産とか、今、国内ではトヨタと日産しかないんですけど、2社とも入れるような排気量でこういう幅の設定をしております。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第12号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第7 報告第1号

○議長（坂口久信君）

次に、日程第7．報告第1号 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について執行部の報告を求めます。

○事務局長（白仁田和哉君）

報告第1号 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

議案書6ページをお願いします。

令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算で設定しております繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものです。

7ページをお願いします。

令和元年度に繰越明許費として議決をいただきました事業について、翌年度へ繰越しを行ったものです。

4款1項．葬斎公園施設整備事業、金額3,340万4千円の全額を繰り越すものです。

財源内訳については右のほうに示しておりますが、その他はふるさと市町村圏基金でございます。

なお、現在繰越しを設定し、建物の実施設計を行っておりますが、新型コロナの影響で少し時間がかかっております。ただ、建物の施工は来年度以降となりますので、全体のスケジュールには影響ありません。令和5年4月稼働に向け、順調に進んでいる状況でございます。

以上、報告いたします。

○議長（坂口久信君）

ただいまの報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして令和2年杵藤地区広域市町村圏組合議会7月臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時4分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

令和 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 坂口久信

4番議員 藤田洋一郎

7番議員 村上大祐

15番議員 片渕栄二郎